	トンネル	点検	業務を担当する者（担当技術者）	道路トンネルの点検業務の実施にあたり、道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）第四条の五の五に定められた事項（健全性の診断）を確実に履行するために必要な知識及び技術
				道路トンネルに関する一定の知識及び技能を有することを確認するものであること
		診断	業務を担当する者（担当技術者）	道路トンネルの診断業務の実施にあたり、道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）第四条の五の五に定められた事項（健全性の診断）を確実に履行するために必要な知識及び技術
				道路トンネルに関する相当の実務経験を有することを確認するものであること、又は道路橋（コンクリート橋）の点検に関する相当の技術と実務経験を有することを確認するものであること
				道路トンネルに関する一定の知識及び技能を有することを確認するものであること、又は道路トンネルの設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有することを確認するものであること、又は道路トンネルの点検に関する相当の技術と実務経験を有することを確認するものであること
	舗装	点検	業務を担当する者（担当技術者）	舗装の点検業務を確実に履行するために必要な知識及び技術
				舗装に関する一定の知識及び技能を有することを確認するものであること
		診断	業務を担当する者（担当技術者）	舗装の診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術
				舗装に関する相当の実務経験を有することを確認するものであること、又は舗装の設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有することを確

	トンネル	点検	業務を担当する者（担当技術者）	道路トンネルの点検業務の実施にあたり、道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）第四条の五の二に定められた事項（健全性の診断）を確実に履行するために必要な知識及び技術
				道路トンネルに関する一定の知識及び技能を有することを確認するものであること
		診断	業務を担当する者（担当技術者）	道路トンネルの診断業務の実施にあたり、道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）第四条の五の二に定められた事項（健全性の診断）を確実に履行するために必要な知識及び技術
				道路トンネルに関する相当の実務経験を有することを確認するものであること、又は道路橋（コンクリート橋）の点検に関する相当の技術と実務経験を有することを確認するものであること
				道路トンネルに関する一定の知識及び技能を有することを確認するものであること、又は道路トンネルの設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有することを確認するものであること、又は道路トンネルの点検に関する相当の技術と実務経験を有することを確認するものであること
（新設）				
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）